

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会調達公告第2号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月1日

九都県市首脳会議環境問題対策委員会
大気保全専門部会長 古谷 智仁

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和7年度九都県市エコドライブシネマアドバタイジング業務委託

(2) 調達案件の仕様等

設計図書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年12月19日まで

(4) 履行場所

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局
(横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課)

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、別途指定がある場合を除き入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同じ。)のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 九都県市で入札に係る要領等に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請期限

令和7年10月10日 午後5時まで

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

入札説明書による。

(3) 提出場所及び契約条項等に関する問合せ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎30F
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
電話045(671)2661(直通)

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付方法等

九都県市あおぞらネットワークお知らせ欄よりダウンロード可能。

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和7年10月10日午後5時まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所30階
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
電話045(671)2661（直通）

7 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

(イ) 入札日時

令和7年10月24日午前11時 横浜市庁舎27階 横浜市みどり環境局環境管理課

(ロ) 入札場所

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎27階 横浜市みどり環境局環境管理課

イ 郵送による入札書の提出

令和7年10月23日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。

(2) 開札予定日時

令和7年10月24日午前11時

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

次のとおりとする。

(1) 入札保証金

横浜市契約規則第9条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第7条に準ずるものとする。

(2) 契約保証金

横浜市契約規則第36条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第31条に準ずるものとする。

11 入札保証金及び契約保証金の免除

次のとおりとする。

(1) 入札保証金

横浜市契約規則第10条の2及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第8条に準ずるものとする。

(2) 契約保証金

横浜市契約規則第37条及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領第32条に準ずるものとする。

12 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

支払いは業務の完了後、受託者からの請求に基づき一括支払いとする。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。